

令和5年度 財政援助団体等監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
ふるさと鹿野（経済観光部観光・ジオパーク推進課）			
<p>休館日について（その他）</p> <p>基本協定書第8条第2項によると、「休業日（臨時）は、あらかじめ甲の承認を得て設定することができる。」とあり、年2回の臨時休業について指定管理者から届出があったにもかかわらず、課内供覧のみで承認をしていなかった。適正に事務処理された。また、年末年始の休館については、届出もなく実施されていた。休館日については、鳥取市鹿野往来交流館の設置及び管理に関する条例施行規則には何の規定もなく、また、業務仕様書にも開館日は年中無休と記載があり、現状との整合がとれていない状況である。所管課は年末年始の休館の取扱いについて精査されたい。（基本協定書第8条第2項）</p>	<p>臨時休館については、令和5年12月休館分より協議・承認しています。</p> <p>年末年始の休館の取扱いについては、条例施行規則を改正し、休館日を定めました。</p>	R6. 8. 29	
<p>年度事業評価（モニタリング）について（その他）</p> <p>事業収支について、一部数字の記載誤りがあった。また、事業評価書における確認事項について、一部不適切な評価が見られた。モニタリングは指定管理者による施設管理や市民サービスが協定に沿って適切に行われているかを確認し、市が適切な指導を行うことで、業務改善等につながるものである。モニタリングの趣旨を今一度確認し、適正な事業評価となるよう事務改善されたい。</p>	<p>令和6年6月に実施したモニタリングの際に、事業収支等の記載を丁寧に確認するなど改善をしました</p>	R6. 8. 29	